

第3章 社会参加へ向けた自立の基盤づくり

第1節

障害のある子供の教育・育成に関する施策

1. 特別支援教育の充実

(1) 特別支援教育の概要

障害のある子供については、その能力や可能性を最大限に伸ばし、自立や社会参加に必要な力を培うため、一人一人の教育的ニーズに応じ、多様な学びの場において適切な指導を行うとともに、必要な支援を行う必要がある。現在、特別支援学校や小・中学校の特別支援学級、「通級による指導」^(※1)においては、特別の教育課程や少人数の学級編制の下、特別な配慮により作成された教科書、専門的な知識・経験のある教職員、障害に配慮した施設・設備等を活用して指導が行われている。特別支援教育は、発達障害も含めて、特別な支援を必要とする子供が在籍する全ての学校において実施されるものであり、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対しても、合理的配慮の提供を行いながら、必要な支援を行う必要がある。

2021年5月1日現在、特別支援学校（小学部・中学部）及び小・中学校の特別支援学級の在籍者並びに小・中学校の通級による指導を受けている児童生徒の総数は約54万人^(※2)となっており、増加傾向にある。

※1：通級による指導

小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、ほとんどの授業（主として各教科などの指導）を通常の学級で行いながら、一部の授業について障害に基づく種々の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う指導形態。対象とする障害種は、言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD、ADHD、肢体不自由及び病弱・身体虚弱。

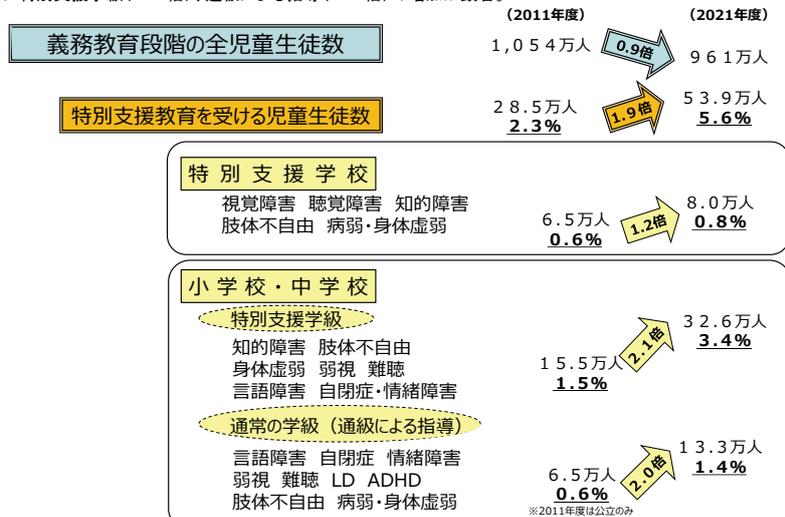
※2：通級による指導を受けている児童生徒の総数は、2019年5月1日現在の数。

■ 図表3-1 特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況(2011→2021)

(各年度の数は5月1日現在)

- 直近10年間で義務教育段階の児童生徒数は1割減少する一方で、特別支援教育を受ける児童生徒数はほぼ倍増。
- 特に特別支援学級(2.1倍)、通級による指導(2.0倍)の増加が顕著。



※通級による指導を受ける児童生徒数は、2019年5月1日現在の数(出典:通級による指導実施状況に関する調査)。その他は2021年5月1日現在の数(出典:学校基本統計)。

資料：文部科学省